

都道府県名	事項	内容	回答
飼料増産運動について			
京都府	自給飼料主体で生産された畜産物へのインセンティブの付与について	<p>飼料基盤に立脚した畜産振興の方針は、「酪肉近基本方針」等に基本的な方向性が示され、支援対象、要件等を明確化した具体的な施策も講じられているところである。</p> <p>これら施策が継続される間に、畜産農家への普及、啓蒙を続け、自給飼料生産に基づく畜産経営が当然のものとして定着するよう意識改革を行っていく必要がある。</p> <p>しかしながら、交付金等の支援がなくなると、自給飼料生産が経営にとってマイナスとなるようでは、持続的な取組とはなりがたく、結果として支援制度の終了とともに、元に戻ってしまうことにもなりかねない。</p> <p>ゆえに、自給飼料生産が経営面でプラスとなるよう飼料生産コストの低減に努めるとともに、自給飼料生産が収入のアップにつながるよう、自給飼料主体で生産された畜産物に対してインセンティブが付与されるような、国民的な機運の醸成を望む。</p>	<p>本行動会議においては、自給飼料の増産に対する生産者の意識を高めるため、シンポジウムの開催やパンフレット等の配布、地域における個別指導等を通じ、自給飼料生産のコスト面での優位性、資源循環や国土の有効活用による国土保全への波及効果等のPRに努めてきたところであり、今後ともこうした周知活動を推進することとしている。</p> <p>また、引き続き18年度も、行動計画の1つとして「消費者に国産粗飼料で育てた安全・安心な畜産物を提供」するため、畜産物フェアやふれあい牧場による交流、HPやパンフレット等による情報提供により、畜産や自給飼料で生産された畜産物に対する消費者や小中学生等の理解醸成に努めるとともに、自給飼料で生産された畜産物の機能性について調査研究を進めることとしている。</p> <p>都道府県や団体等の関係者においては、生産者との協力のもと、生産情報公表JAS規格や牛の個体識別情報と連携した「飼養管理情報データベース」の活用を含め、畜産や自給飼料で生産された畜産物に対する消費者の理解醸成を図るとともに、これらの情報を活用した付加価値化について積極的に取り組んでいただきたい。</p>
関東農政局	国産稲わらの流通体制の構築(意見)について	<p>農協、全国団体等による国産稲わらのブロック及び全国的な流通体制を構築していくことが必要。</p> <p>また、国産稲わら広域流通の必要性、需給要望等を商系にも情報提供等していくことも必要。</p>	<p>稲わらの完全自給に向けて、行政、農業者団体等が一体となった取組が行われているところであるが、稲わらの実際の取引は商取引であることから行政機関が関与することは困難である。ご指摘のように農業者団体等が主体となった流通体制を構築することが極めて重要であると考えます。</p> <p>一方、稲わらの収集・流通は、収集組織や商系によるものも多いことから、地域の稲わら確保協議会等で、提供できる情報を検討の上、商系への情報提供を行っていただきたい。</p> <p>なお、全農においては、南九州で稲わらの確保が困難な地域への広域流通による稲わら供給体制の検討を行っている。</p>
支援対策について			
北海道	粗飼料自給型のTMRセンターの設立に対する支援について	<p>北海道においては、近年、酪農家が共同で粗飼料自給型のTMRセンターを設立する動きが進んでおり、良質飼料の確保や労働負荷の軽減に大きな成果を上げているが、設立に当たっては大規模な施設整備を必要とするので、今後も、畜産公共事業、交付金、国による直接採択などによる積極的な支援をお願いしたい。</p>	<p>TMRセンターの導入・普及は、飼料自給率を向上する上で重要な取組と位置づけており、平成18年度一般予算においても、引き続き、飼料作物の生産体制の整備等を支援する事業(畜産公共事業、交付金、直接採択等)として措置したところである。</p>

都道府県名	事項	内容	回答
青森県	粗飼料生産機械の導入について	機械導入に係る整理合理化通達の見直しが検討されているが、WCS専用機、細断型RBS機及び新型複合機等(ロール+ラップマシン、大型フォレージハーベスタ、TMRミキサー等のTMRセンター関連機械)について、引き続き対象となるのか。早期の情報提供をお願いしたい。	18年度においては、17年度と同様の取扱いとなっている。 なお、今後見直しが行われる場合には、早期の情報提供等に努めていきたい。
栃木県	強い農業づくり交付金のポイント制度の内容について	現在、飼料生産機械等を導入する場合、面積の増加率、現状の飼料作物作付面積が県の平均と比べてどれだけ高いか、の2点でポイント化されているが、この方法では、現状の作付面積が少ない組織が作付面積を拡大してもでは満点をもらえる可能性があるが、ではポイントが加算されないため、現状の作付面積が少なくても、作付拡大を目指し、積極的に飼料増産に取り組む組織には、ポイントが加算されるようなポイント制度を、再度検討してほしい。	地域の自給飼料生産の中核となる生産者集団等に対し機械の助成を行うことにより、飼料増産を図ることが重要と考えている。 なお、飼料増産の取組の加算ポイントについては、これまでの「1頭当たり飼料作付面積の都道府県平均値に対する増加割合」の他、「地域の直近の飼料自給率に対する増加割合」を新たに設定したところであり、いずれかの取組やすいポイントを採用し、積極的な事業の活用を図っていただきたい。
福井県	国産粗飼料増産対策事業、飼料増産受託システム確立対策事業の平成18年度版パンフレットの作成について	要綱・要領の改正に伴い、事業内容や補助率に変更点があるので、平成18年度版パンフレットを作成し、事業主体や農協等に周知徹底を図って欲しい。	両事業の改正内容については、4月21日に全国連に対する説明会を開催するとともに、4月20日以降、地方農政局単位で事業の説明及び意見交換を実施し、事業の周知を図るようお願いしているところである。 なお、全国農業協同組合連合会では、組合員向けパンフレットを作成し、5月中に配布し周知徹底を図る予定と聞いている。
岡山県	飼料増産受託システム確立対策事業について	事業対象となるコントラクターは、任意組合の場合、畜産業を営む個人が構成員となっている団体とされているが、耕種農家のみを構成員とする団体も認めるべきではないか？コントラクターは、作業のできない畜産農家に代わって作業してくれる組織なので、耕種農家を主体にした団体も助成対象にすべきと考える。	耕種農家のみを構成員とする団体であっても、農事組合法人等、法人格を有している団体は補助対象としているところである。
山口県	事業の継続について	国産稲わら確保や稲発酵粗飼料への取り組みに対する事業の継続。	平成18年度一般予算において、稲発酵粗飼料やわら専用稲の生産に対する助成、稲発酵粗飼料の家畜への給与を行う畜産経営に対する助成、稲わらを収集・調製し安定的な供給を行う営農集団等に対する助成等の事業を措置したところである。
次期産地づくり対策について			
福島県	水田農業構造改革対策の次期対策について	水田における飼料作物の作付推進をするにあたって、その拡大要因となるものは、各種助成金によるところが大きい。特に稲WCSでは、採算を考えれば必須のものとなっている。 次期対策での、飼料作物の作付にあたっての支援、各種助成金の継続・拡大を要望する。	耕畜連携推進対策の19年度以降の次期対策については、現行対策の実施状況を踏まえるとともに、産地づくり対策や品目横断的経営安定対策との関係にも留意しつつ、本年夏を目途に今後の取扱いを検討しているところである。 なお、稲発酵粗飼料を給与する畜産農家に対する助成については、18年度から新たに3年間継続(1万円/10a)することとした。

都道府県名	事項	内容	回答
静岡県	水田飼料作物作付助成金等の継続について	県では自給飼料増産に向け、水田における飼料作物の作付を推進している。特に稲発酵粗飼料については、現在までに約40haまで面積が拡大してきている。拡大要因としては、転作奨励金をはじめとする助成金によるところが大きく、今後も作付を継続・拡大するには経営的に採算のあうレベルでの各種助成金の継続必要であると考えられる。	上記の回答に同じ
新潟県	産地づくり対策等次期対策について	転作田における次期の飼料作物生産対策を早めに提示願いたい 稲発酵粗飼料及びとうもろこし生産拡大のための支援の拡充を要望	上記の回答に同じ
富山県	耕畜連携推進対策(飼料作物生産振興事業)について	産地づくり対策と一体的に行う措置として実施されている本対策は、飼料生産基盤の6割を水田に依存している本県において重要な役割を果たしている。しかしながら、当該事業は18年度で終期となることから、自給飼料生産基盤の安定確保のため、19年度以降も継続して対策が講じられるよう要望する。	上記の回答に同じ
富山県	品目横断的経営対策の実施による飼料増産への影響について	飼料生産用として確保してきた水田が、品目横断的経営対策の実施により、麦・大豆を生産する認定農業者や集落営農組織に吸い上げられ、飼料生産の減退を懸念する声が現場からあがっている。このため、畜産農家が安心して自給飼料を確保できるよう指導通知の発出等、対策をお願いしたい。	水田での飼料作物の作付を確保するため、産地づくり対策や耕畜連携推進対策等の措置を講じているところであり、それぞれの地域の水田農業推進協議会への積極的な関与等を通じて飼料作物作付の推進を図っていただきたい。 なお、水田での飼料作物生産や放牧利用への取り組みを啓発するための「自給飼料増産通信」の発行等を通じて飼料増産への意識の啓発を図っていきたい。
税源移譲について			
徳島県	飼料増産のための支援対策(補助事業等)にかかる税源委譲について	「食料・農業・農村基本法」では、食料自給率(飼料自給率)の向上を図ることが基本方針として位置づけられている。また、平成17年3月に策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」においても、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成が重要と明記されている。 こうしたことから、自給率向上を図ることは農政の最重要課題であり、国策であると考え。このため、地方に全てを任すのではなく、国と地方が協力して各種施策を実施すべく、従来のような補助事業(交付金)となるような事業の仕組みにしていきたい。 特に、財政力の弱い当県では、税源委譲された事業は事業費の一律カットが行われ、拡充どころか事業量の縮小を余儀なくされている。	三位一体改革による地方への税源移譲に伴い、強い農業づくり交付金における推進事業については、飼料関係を含め廃止された。 このため、都道府県においては、三位一体改革の趣旨や飼料増産の重要性を踏まえつつ、「強い農業づくり交付金」での飼料増産の取組に必要な予算を措置・確保されるようお願いする。 なお、国では、「強い農業づくり交付金」のほか、「国産粗飼料増産対策事業」、「受託システム確立対策事業」等により、飼料増産の取組を支援しているため、積極的な支援策の活用を

都道府県名	事項	内容	回答
長崎県	飼料増産運動に係る国庫事業(ソフト事業)の継続について	平成18年度から税源移譲により、ソフト事業は県の一般財源で行うようになる。飼料増産は重要な施策ではあるが、直接的な効果ははかりにくいことからソフト事業は予算化が厳しくなり、飼料増産運動が円滑に進まないことが予測される。耕畜連携に係る調査等も多いことから、飼料増産に係るソフト事業については、国庫事業の継続が必要と思われる。	上記の回答に同じ
飼料作物栽培技術等の開発・普及について			
静岡県	漏生籾対策の確立について	WCS専用品種を活用した場合、脱粒性の程度に関らず翌年度には漏生籾の発生が見込まれることから、専用品種の作付けを敬遠するとの声がある。専用品種の作付拡大には漏生籾対策についての技術確立が望まれる。	18年3月発行の「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」において、品種選定やロータリー耕、薬剤散布による防除など、現時点における漏生籾対策を紹介したところであり、関係者においては、当該対策を基本としつつ、地域の状況に応じた対策を講じられたい。 さらなる漏生籾対策についての研究は、18年度から開始するプロジェクト研究「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」において取り組むこととしている。
鳥取県	稲発酵粗飼料の利用拡大について	当県でも平成13年から飼料用稲の栽培が始まり、今では130haの作付面積となっています。その利用状況は酪農、和牛繁殖、肥育と多岐にわたっていますが、飼養規模の大きい酪農では減少し、和牛肥育での利用が伸び悩んでいます。その部門において、主体的に利用できる飼料給与システムが確立されていません。 (要望) 【酪農】高泌乳牛で利用可能な稲発酵粗飼料給与システムの確立 【肥育】子実のない飼料用稲専用品種の開発	については、本年度より開始するプロジェクト研究「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」で取り組むこととしており、については、子実がまったくないタイプではないが、子実割合が低く、茎葉部にデンプンを蓄積するタイプの品種開発について、同プロジェクト研究で取り組むこととしていることから、今後とも研究成果を踏まえた情報提供等に努めてまいりたい。 なお、18年3月発行の「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」においては、稲発酵粗飼料の「乳用牛への給与」や「肉用牛への給与」について、具体的な給与方法や肉質との関係等を解説しているので活用されたい。
熊本県	牛放牧にあたっての殺原虫剤確保について	放牧に当たってはプアオン法によりダニの生息そのものは減少したが、依然としてピロプラズマ原虫による被害が発生し、死亡例も出ている。 現在、殺原虫剤(パマキン)は製造中止になっており、ストックも切れる状態である。阿蘇地域の獣医師に在庫状況確認したが、1年以内に切れる見込み。 これまで、放牧が行われていなかった地域では、地域の獣医師も治療薬(殺原虫剤)を持たず、普及員が放牧を推進していることに警告が発せられている。 早急に国として製造再開(特にパマキン)を進めて頂きたい。パマキンが製造できないとすれば代替薬品の開発をお願いしたい。ガナゼックについては輸入できるようになったとのことですが、小型ピロ中心のこちらではパマキンへの要望が非常に強い。	パマキンについては、製造業者による原薬の調達が可能となり、生産が継続できない状況となったところである。一方、放牧の推進については、我が国の食料自給率の向上や高齢化が進展する中での肉用牛生産の振興に有効な手法であると考えていることから、パマキンと同様の効果を持つガナゼックの輸入を進めているところであり、今後とも、安定的な供給に向け努力してまいりたい。

都道府県名	事項	内容	回答
熊本県	飼料専用稲のうちインディカ系統の新しい品種の育種について	インディカ系の専用稲品種育種をお願いしたい。(モーれつに代わる品種) 求められる特質 ・姿形が食用米とはっきり識別できること(市町村の転作確認簡素化) ・わら重が多いこと(TDN収量だけでなく、重量ベースでの収量が多いこと) ・タバコ跡(7月末～8月上旬田植え)の作付でも収量が上がること ・脱粒性が難であること ・耐倒伏性が強いこと	左記にあるような形質を育種目標にして飼料イネ専用品種の開発に取り組んできており、本年度より開始するプロジェクト研究「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」において、今後とも取り組むこととしている。
稲発酵粗飼料の推奨農薬について			
福島県	稲WCS生産における除草剤の検討と情報の迅速化について	稲WCSの生産については、「生産・給与技術マニュアル」及び平成17年6月通知において、使用が適当な農薬があるが、生産者、指導機関より除草剤の拡大(90日タイプ)の要望がある。 また、農薬の残留試験等の結果が末端農家まで伝達する時期には、散布適期は過ぎてしまっていることもある。	稲発酵粗飼料に対して使用が適当な農薬については、残留性試験等の結果を踏まえ、18年3月発行の「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」において合計63剤(うち除草剤は20剤)をリストアップしており、17年12月実施の「稲発酵粗飼料要イネ栽培に係る使用農薬調査」における要望やポジティブリスト制度の導入等を勘案しながら、追加のための試験等を18年度も引き続き実施し、今後とも、使用可能な農薬の拡大を図ってまいりたい。 また、使用が適当な農薬の追加については、残留性試験等の終了後できるだけ早期に通知できるよう努めてまいりたいと考えており、関係者においては、その速やかな伝達等についてお願いするとともに、適切な農薬の使用を指導・実施していただきたい。
静岡県	稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアルへの利用農薬の追加について	生産農家や指導機関よりWCS使用農薬の拡大の声がある。水田貸借の推進(草を生やす人には農地を貸さない傾向がある)や、翌年の食用水稲の作付(前年の除草対策が影響)を踏まえ、除草対策等を適切に行う必要があることから除草剤を中心とした使用薬剤の拡大が期待されている。	上記の回答に同じ